

令和6年度 中学生高校生社会福祉施設夏期体験学習 実施要項

1. 目的 社会福祉施設の協力のもと福祉活動を体験することにより、社会福祉に関する理解と関心を深めることを目的として実施する。
2. 学習施設 障がいのある人や高齢で介護が必要な人等を対象とした社会福祉施設。
3. 活動内容 各施設の業務内容に準ずる。
4. 指導 事前研修会を行い、体験学習当日の指導は、受け入れ施設職員が行う。

体験学習中は、受入施設職員の指示に必ず従ってください。

5. 対象 社会福祉施設での体験学習を通じ社会福祉について学習する意欲があり、三原市内在住、もしくは三原市内の中学校・高校に通学する生徒。

6. 体験学習の期間

令和6(2024)年8月1日(木)～8月23日(金)までの1日～3日間

受け入れは平日とし、活動時間は8:30～17:00の範囲で施設が指定する時間

7. 参加費 ・ボランティア活動保険料として、実習日数にかかわらず100円。
・交通費や食費は、参加者負担とする。

8. 服装・準備物 受け入れ施設の指示に従い、動きやすい服装で参加する。

施設から着替えや昼食など準備物の指示があります。詳細は受け入れ施設決定後、事前説明会でお知らせします。

9. 活動日誌の提出 体験学習日ごとに活動日誌を実習施設に提出する。

10. 個人情報の保護

体験学習中に知り得た入所者や利用者の氏名・住所などの個人情報は、他者(家族含む)に漏らしてはいけません。

11. 個人情報の提供 体験学習を円滑に実施するため、体験学習申込書を実習先に提供する。

12. 気象異常時の対応

(1) 体験学習日前から荒天が予想される場合

- ・台風等の接近により荒天が予測される場合、社会福祉協議会が中止の判断を行い、施設及び生徒に連絡を行う。

(2) 体験学習日当日の急な天候不良

- ・午前6時30分頃のNHK天気予報で、三原市又は居住する市町に、つぎのうち2つ以上の警報又は1つ以上の特別警報が出ている場合、中止とする。

(インターネット等の気象庁発表の情報でも同様)

警報の種類：大雨，洪水，暴風（以上3種類） 特別警報：大雨，暴風（以上2種類）

- ・午前6時30分以降，自宅出発前に警報が発令された時も同様とする。
- ・交通機関の運休等で受け入れ施設へ移動できない場合，中止とする。
- ・警報発令時や受け入れ施設へ移動ができず体験学習を中止する場合，生徒が施設及び，社会福祉協議会に連絡を行う。また，施設への連絡は，集合時刻までに行うこととする。

(3) 体験学習中に警報が発令された場合

- ・体験学習中，左記のうち，2つ以上の警報又は1つ以上の特別警報が出た場合，受け入れ施設は体験学習を中止し，生徒を早期に帰宅させる。
その場合，施設は生徒と協議し，必要に応じて保護者に連絡を取り，迎えを依頼するなど，生徒が安全に帰宅できるよう対応をとる。

1.3. 感染症対策等の対応

- ・福祉施設は感染症による重症化リスクの高い方が多く利用されているため，以下の基本的な感染対策を実施する。
- ・受け入れ施設により，以下の対策以外の対応を行う場合があるため，受け入れ施設職員の指示に必ず従うこと。

基本的な感染対策

- ・マスクの着用
- ・体験学習2日前～当日までの体調確認（本人・同居家族に37.5℃以上の発熱，^{けんたいかん}倦怠感，咳やのどの痛み，鼻水等いずれかの症状がないか）
- ・施設の指示に従い，手指消毒や手洗いを実施

- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行状況により，体験学習の実施が困難な場合は，中止とする。
- ・体験学習を中止する場合は，社会福祉協議会が施設及び生徒に連絡を行う。

1.4. 体験学習参加証明書について

- ・社会福祉への理解を深めることを目的とした体験学習であるため，ボランティア活動証明書の発行は行わない。
- ・希望者には「中学生高校生三原市内福祉施設 夏期体験学習 参加証明書」の発行を行うため，参加申込時に希望すること。

1.5. 申込方法

- (1) 期限：令和6(2024)年7月10日(水)までに，所定の申込書に記入して，三原市社会福祉協議会（各地域センター）へ申し込みをしてください。

(2) 注意事項

- ①希望学習先は第3希望まで、希望期間は第2希望まで必ずご記入ください。記載のない場合は、受け入れの調整ができないことがあります。

なお、調整の結果、希望の学習先での受け入れが難しい場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ②希望期間は体験学習に参加したい期間を記入してください。

例：8月1日～8月3日の（3日間）⇒3日間の体験学習を調整します。

3日間のうち1日間の学習ということではありません。

- ③体験学習日決定後の日程・実習先変更は受け入れ施設にご迷惑がかかるため、必ず学校行事やクラブ活動、オープンスクールなどの予定を確認した上で申し込みしてください。

- ④体験学習を希望する施設の場所はあらかじめ調べた上で、申し込みしてください。

申込先 三原市社会福祉協議会各地域センター

三原地域センター（城町1-2-1 サン・シープラザ4階）

電話 0848-63-0570

本郷地域センター（本郷南5-23-1）

電話 0848-86-3607

久井地域センター（久井町和草1906-1）

電話 0847-32-7101

大和地域センター（大和町和木1538-1）

電話 0847-34-1214

16. 事前説明会 日 時 7月23日（火）15:00～16:30

事前説明会には必ず出席してください。

会 場 三原市総合保健福祉センター（サン・シープラザ）
4階 第3研修室

※やむを得ず事前説明会を欠席する場合、三原市社協（電話0848-63-0570）までご連絡ください。

17. 主 催 社会福祉法人 三原市社会福祉協議会

18. 問い合わせ 三原市社会福祉協議会 地域福祉課 担当 式部

電話 0848-63-0570 FAX 0848-63-0599

メール chiiki@m-shakyo.jp

三原市内 体験学習先社会福祉施設一覧表

高)	盲養護・特別養護老人ホーム 白滝園	小泉町 116-1
高)	介護老人保健施設 里仁苑	皆実 3-3-28
高)	介護老人保健施設 三恵苑	城町 3-7-1
高)	介護老人保健施設 仁和の里	大和町和木 1505
高)	小規模多機能型居宅介護 地域福祉センター宮浦西	宮浦 6-28-9
高)	小規模多機能型居宅介護 サンライズみらい	城町 1 丁目 24-5
高)	小規模多機能型居宅介護 トータル・ケア サンライズ新倉	新倉 3-4-14
高)	看護小規模多機能型居宅介護 トータル・ケア サンライズ宮浦	宮浦 6-6-5
高)	指定通所介護事業所 デイサービスセンター梅林	西野 3-7-1
高)	指定通所介護事業所 デイサービスセンター久井	久井町和草 1906-1
高)	指定通所介護事業所 デイサービスセンター大和	大和町和木 1538-1
障)	障害者支援施設 寿波苑	須波ハイツ 4-15-1
障)	指定障害者支援施設 ルネサンスだいわ	大和町箱川 1470-2
障)	指定障害者支援施設 ルネサンスほんごう	本郷北 3 丁目 4-4
障)	就労継続支援事業所 三原きぼう作業所	明神 1-18-1
障)	就労継続支援事業所 チューリップ	明神 2-14-37
障)	障害福祉サービス事業所 あゆみ作業所	久井町和草 306
障)	障害福祉サービス事業所 創造	沼田東町末光 453-1
障)	NPO 法人 Piano Piano (生活介護・日中一時支援)	宮浦 3-6-2
障)	地域活動支援センター NPO 法人小規模はげみ会作業所	中之町 1-24-38
障)	児童発達支援事業所 のぶき	本郷町南方 1134-1

三原市内の福祉施設の種類と概要

1. 高齢の方で介護が必要な方を対象とした福祉施設

(1) 特別養護老人ホーム

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して日常生活の介助を受ける入所施設です。

(2) 介護老人保健施設

介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、リハビリテーションと日常生活サービスを提供する入所施設です。

(3) 小規模多機能型居宅介護

家庭的な小規模施設で、日帰りで通所することを中心に、状況に応じて施設への宿泊や自宅への訪問を組み合わせ、日常生活に必要な支援を行います。

(4) 指定通所介護事業所（デイサービス）

自宅で生活しながら、自立した日常生活を送るための機能が維持・向上することを目的とした日帰りの通所施設です。

食事や入浴の提供と運動プログラム等を行っています。

2. 障がいがある人の福祉施設

(1) 障害者支援施設

障がいのある人が入所し、生活面の支援や介護を受ける施設です。

(2) 指定障害福祉サービス事業所（生活介護・日中一時支援）

（生活介護）

常に介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。

（日中一時支援）

障がいのある人の日中における活動を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

(3) 就労継続支援事業所・地域活動支援センター

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供と社会との交流の促進を図る場所です。

(4) 児童発達支援事業所

発達に支援の必要な乳幼児を対象に、自立に向けて個々に応じた発達を支援し、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応プログラムを行っています。